

平成28年4月22日
内閣府（防災担当）

平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による
激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の
特例期間を延長する政令について

平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に適用している中小企業信用保険法の災害関係保証の特例期間を延長する政令が本日閣議決定されました。

○ 政令の概要

平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害により被害を受けた中小企業に関する特別の助成として講じている中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）について、被災中小企業者等の復旧のための資金需要が引き続き見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成29年4月29日までとするため、政令を改正します。

○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の概要

被災中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行います。

○ 今後の予定

4月27日（水）公布・施行

（問合せ先）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 小川、玉田、阿部

代表：03-5253-2111（内線 51382, 51383）

直通：03-3593-2847